

別紙

下記のとおり、農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）の下記1. の内容については、下記2. の「対応する銀行法施行規則案」と同趣旨の改正を行う予定です。

1. 農林中央金庫法施行規則において定めようとする内容	委任元の条項	2. 対応する銀行法施行規則案
①契約締結前の情報の提供方法に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・農林中央金庫法第59条の3又は第59条の7において準用する金融商品取引法第37条の3第1項 ・農林中央金庫法第95条の5において準用する金融商品取引法第37条の3第1項 	<ul style="list-style-type: none"> ・第14条の11の8、第14条の11の23、第34条の2の8、第34条の2の23 ・第34条の53の8、第34条の53の10
②契約締結前の情報の提供の適用除外に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・農林中央金庫法第59条の3又は第59条の7において準用する金融商品取引法第37条の3第1項但し書 ・農林中央金庫法第95条の5において準用する金融商品取引法第37条の3第1項但し書 	<ul style="list-style-type: none"> ・第14条の11の24、第34条の2の24 ・第34条の53の9
③外貨預金等に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・農林中央金庫法第59条の3又は第59条の7において準用する金融商品取引法第37条の3第1項第7号 ・農林中央金庫法第95条の5において準用する金融商品取引法第37条の3第1項第7号 	<ul style="list-style-type: none"> ・第14条の11の26の2、第34条の2の26の2 ・第34条の53の12の2
④準用金融商品取引法第37条の3第2項に定める説明義務の適用除外に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・農林中央金庫法第59条の3又は第59条の7において準用する金融商品取引法第37条の3第2項 ・農林中央金庫法第95条の5において準用する金融商品取引法第37条の3第2項 	<ul style="list-style-type: none"> ・第14条の11の26の3、第34条の2の26の3 ・第34条の53の13
⑤契約締結時の情報の提供方法に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・農林中央金庫法第59条の3又は第59条の7において準用する金融商品取引法第37条の4 ・農林中央金庫法第95条の5において準用する金融商品取引法第37条の4 	<ul style="list-style-type: none"> ・第14条の11の27、第34条の2の27 ・第34条の53の14
⑥契約締結時の情報の提供の適用除外に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・農林中央金庫法第59条の3又は第59条の7において準用する金融商品取引法第37条の4但し書 ・農林中央金庫法第95条の5において準用する金融商品取引法 	<ul style="list-style-type: none"> ・第14条の11の29、第34条の2の29 ・第34条の53の16

	第37条の4但し書	
⑦禁止行為に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・農林中央金庫法第59条の3又は第59条の7において準用する金融商品取引法第38条第9号・農林中央金庫法第95条の5において準用する金融商品取引法第38条第9号	<ul style="list-style-type: none">・第14条の11の30の2、第34条の2の30の2・第34条の53の17の2

※その他、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の施行に伴う所要の規定の整備等を行う。